

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正（案）の意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和5年12月14日

休眠預金等活用法の改正法成立を踏まえ、「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正案[※]について、パブリックコメントを実施したところ、結果は以下のとおり。

※ 出資に関する部分のみ

■ 募集期間： 令和5年11月3日～令和5年12月2日

■ 意見総数： 6件[※]

※ 意見募集フォームに4通の送付があり、1通に複数の意見が記載されたものは、1つの意見を1件として計上

意見の概要	件数
出資に関する意見	5
制度全般に関する意見	1
合計	6

■ 意見に対する考え方： 別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
出資に関する意見		
1	<p>指定活用団体が資金分配団体に対して出資を行うに当たって、「堅実な運用を基本」と記載されているが、この意味が明らかでない。また、民間が出資することが難しいような案件・事業フェーズ（初期）にこそ積極的に支援し、リスク低減を図ることが期待されていることから、投資収益ではなく、どれくらい民間資金を呼び込めたか、社会的インパクトを成果としてみるべき。</p>	<p>休眠預金等活用制度（以下「本制度」という。）における出資事業は、これまで実施してきた助成事業とは異なる新たな取組として開始されるところ、休眠預金等に係る資金が国民の財産に由来するものであることから、まずは安定的かつ持続的な事業の継続及び発展を目指すべきであるとの考えの下、「堅実な運用を基本」とすることを基本方針に明記しています。</p> <p>また、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第16条第2項は、休眠預金等に係る資金を民間の団体による助成等を補完するための資金供給に充てる旨が定められていることから、出資事業においても、一定のリスクを許容しつつ、民間資金が十分でない領域への出資を実現することにより、民間資金の呼び水効果と社会的成果が達成されるよう制度を運用してまいります。</p>
2	<p>投資審査会の位置づけが不明確。投資委員会での意思決定を行う前に投資審査会で審査を行うという趣旨であるなら、投資審査会に法律や会計の専門家を同席させることは実務上困難であり、第三者意見として取り入れるのが現実的と考える。</p> <p>また、投資委員会において社会課題の専門家の関与度合が不明確。投資委員会委員が金融専門家に偏った場合には適切な意思決定が行えないため、社会課題の専門家を一定数確保し、投資委員会における議決権を与えることが重要。</p>	<p>投資審査会は、指定活用団体が適切な資金分配団体を選定するための審査を行う機関であり、他方、投資委員会等は、資金分配団体が適切な出資先実行団体を選定するための機関です。このように、ご指摘の「投資委員会での意思決定を行う前に投資審査会で審査を行う」という役割を投資審査会は担っておりません。</p> <p>また、資金分配団体の投資委員会等には、出資に関する専門的知見を有する役職員に加え、本制度の社会課題解決という目的から逸脱することがないよう社会課題解決に関する専門家の関</p>

		<p>与を求めています。人材の確保や外部の社会課題の専門家が投資委員会等の委員になった場合に負うこととなる負担等に鑑み、社会課題の専門家の関与という記載に留めています。</p> <p>なお、指定活用団体は、資金分配団体の投資委員会等にオブザーバーとして参加することにより、本制度の趣旨から逸脱することがないように当該投資委員会における出資先の検討状況、出資決定、運営状況等をモニタリングすることとしています。</p> <p>これらの仕組みを通じて、本制度の趣旨に沿って制度を運用してまいります。</p>
3	<p>すべての出資先についてインパクト・レポートの作成・公表が求められているが、実務上は困難であり、当面の間は「望ましい」とすることが現実的。</p> <p>また、インパクト・レポートの作成は金銭的負担も生じるため、作成のコストについて当分の間は休眠預金等を活用できることを明記すべき。</p>	<p>本制度においては、社会的成果を可視化するために、社会的インパクト評価の実施が重要な要素として位置付けられているところ、出資事業においても、社会的成果を可視化するインパクト・レポートの作成・公表が重要な役割を果たすと考えています。</p> <p>もっとも、資金分配団体の負担等も考慮し、社会的インパクト評価の費用負担やインパクト・レポートの内容が過度な負担とならないよう留意し、引き続き制度運用について検討してまいります。</p>
4	<p>厳密な評価方法を採用すれば費用が高額になる傾向があるので、社会的インパクト評価に要する費用は休眠預金等を活用できるようにすべき。</p>	
5	<p>注 25 に「出資事業全体で投資倍率 1 倍以上を目指すこととし、社会的インパクトは大きいものの低収益性が見込まれる事業は、助成による資金支援で対応することとする。」とあるが、民間公益活動への資金提供における出資と助成の使い分けが、低収益性が見込まれるかどうかのみによって判別されているように読み取られてしまう。</p> <p>民間公益活動の資金提供方法は、対象事業・活動の主体の事業拡大への意欲、</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正致します。</p> <p>【変更後】</p> <p>「注 25 出資先の選定に当たっては、社会的インパクトや収益性の見込み、実行団体やその事業の成長段階などを総合的に勘案するものとし、指定活用団体は出資事業全体で投資倍率 1 倍以上を目指す。」</p>

	これまでの活動実績等により判断されるものであることから、「出資事業全体で投資倍率1倍以上を目指すこととする。」と修文すべき。	
制度全般に関する意見		
6	<p>休眠預金等となった後も、預金者等から申請があった場合には、返還可能な仕組みを作るべき。</p>	<p>休眠預金等となった後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能であり、引き出し期限もありません。</p> <p>また、休眠預金等は、全てが民間公益活動に活用されるものではなく、預金保険機構において、将来の引き出しに備えて準備金が積み立てられています。</p>